



答 申 第 5 6 8 号
平成 28 年 4 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月 7 日付け建中部第 81 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

市民通報処理カードシステムについて
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 建設局中部建設事務所が管理する道路等の施設の破損等に関する、市民からの通報について、電子計算機処理により、関係職員間の情報共有と一元的管理を行うことは、事故防止等のため、迅速かつ的確に施設の補修等の対応を行うために不可欠であり、公益性の観点から必要であると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

市民通報処理カードシステムについて
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

氏名

電話番号

通報事項の概要